

資 料 提 供

平成 25 年 2 月 22 日
課 名 建設産業課
担当者名 吉 牟 田 修
内 線 電 話 3 8 2 2
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 25 年 2 月 21 日に、建設業法に基づき建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社R I K Y O	代 表 者 氏 名	利重 健一郎
主たる営業所の所在地	広島市佐伯区五日市町大字石内字櫛ヶ嶺 5929-1		
許 可 番 号	広島県知事許可 (般-22) 第 3 3 2 6 4 号		
許可を受けている建設業の種類	と		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 25 年 2 月 21 日	処分を行った者	広 島 県 知 事
根 拠 法 令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を遵守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 25 年 3 月 21 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
有限会社R I K Y Oの代表取締役は、アパート塗装工事における足場の解体作業中、転落による労働者の負傷について、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により広島簡易裁判所から、罰金 20 万円の略式命令を受け、平成 24 年 11 月 28 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			